

# 監查委員事務局

監査委員事務局

平成24年度における監査、検査及び審査の実施状況は、次のとおりである。

1 例月出納検査

地方自治法第235条の2第1項の規定による現金出納の検査

検査日	検査該当月	検査対象
平成24. 4. 27	平成24年 3月分 (平成23年度)	一般会計 国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計 戸倉財産区特別会計 下水道事業特別会計 テレビ共同受信事業特別会計
平成24. 5. 24	平成24年 4月分 (平成23・24年度)	
平成24. 6. 28	平成24年 5月分 (平成23・24年度)	
平成24. 7. 24	平成24年 6月分 (平成24年度)	
平成24. 8. 23	平成24年 7月分 (平成24年度)	
平成24. 9. 27	平成24年 8月分 (平成24年度)	
平成24. 10. 25	平成24年 9月分 (平成24年度)	
平成24. 11. 22	平成24年 10月分 (平成24年度)	
平成24. 12. 21	平成24年 11月分 (平成24年度)	
平成25. 1. 24	平成24年 12月分 (平成24年度)	
平成25. 2. 21	平成25年 1月分 (平成24年度)	
平成25. 3. 28	平成25年 2月分 (平成24年度)	

2 決算及び基金運用状況審査

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定による審査

審査の対象	平成23年度あきる野市一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況
説明聴取期間	平成24年7月19日～平成24年7月24日

3 秋川流域市町村視聴覚教育協議会歳入歳出決算監査

秋川流域市町村視聴覚教育協議会規約第27条第2項の規定により依頼され、実施した監査

監査の対象	平成23年度秋川流域市町村視聴覚教育協議会歳入歳出決算
説明聴取日	平成24年7月23日

4 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査

審査の実施期間	平成24年8月7日～平成24年8月23日
審査の対象	平成23年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類 平成23年度決算に基づく下水道事業特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
説明聴取日	平成24年8月8日

5 定期監査

(1) 財務監査 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

監査の実施期間	平成24年10月2日～平成24年12月21日
監査対象部課	総務部総務課、情報システム課、契約管財課
監査の範囲	平成24年4月1日から平成24年9月30日までに執行された財務に関する事務の執行
説明聴取日	平成24年11月16日

(2) 工事監査 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

監査の実施期間	平成24年12月18日～平成25年3月29日
監査対象部課	都市整備部建設課
監査の範囲	市道548号線道路改修舗装工事及び補償代行工事
説明聴取日	平成25年3月15日

6 財政援助団体監査

地方自治法第199条第7項の規定による監査

監査の実施期間	平成25年1月18日～平成25年3月29日	
対 監 査 象 の	補助金(所管課)	社会福祉協議会補助金(健康福祉部生活福祉課)
	財政援助団体	社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会
説明聴取日	平成25年3月8日	

7 住民監査請求監査

地方自治法第242条の規定による監査

請求件数	処理件数	未処理件数
0	0	0